－

## ○江差町障がい者地域自立支援協議会設置要綱

咅 0 亿点䡒咠

江差町地域自立支援協議会設置要綱（平成 20 年要綱第 4 号）の全部を改正する。
（目的）
第1条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）第 89 条の 3 及び児童福祉法（昭和 2 2 年法律第1 6 4号）第56条の6第2
 めに，江差町障がい者地域自立支援協議会（以下「協議会」といら。）を設置する。なお，協戥会は，障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成 2 5年法律第65号）第 14 条に規定する相談及び紛争の防止等を行らとともに，同法第 17 条に基づく障害者差別解消支援地域協議会の役割を担う。

第2条 協議会は，次の事項について協議する。
（1）江差町における障害者支援体制の整備に関すること。
（2）江差町の障害福祉比係る計画の策定，評価等に関すること。
（3）障害を理由とする差別解消の推進に関すること。
（4）江差町における医療的ケア児等の支援に関すること。
（5）その他，障害福祉の推進に関すること。
（構成及び委員）
第3条 協議会は，江差町内で活動する障害者福祉団体，障害者福祉サービス事業所及び関
係行政機関等の障害者に関係する団体等（以下「関係団体」という。）で構成する。
2 協議会委員は，協議会を構成する関係団体の代表者又は関係団体で選出された者とする。 3 委員の任期は， 3 年以内とする。ただし，委員が欠けた場合における補欠委員の任期は，
『第6期江差町障がい福祉計画及び第2期江差町障がい児福祉計画』

[^0]■締 切 令和 3 年 3 月 5 日（金曜日）〈必着〉
—送付先
【ファックス】0139－52－5666
【電子メール】 e－chomin＠town．hiyama－esashi．lg．jp
（件名に「障がい福祉パブリックコメント」と記載して下さい）
※この意見記入用紙は，江差町ホームページにも掲載しております。
※いただいたご意見は，原案の参考とさせていただくとともに，結果の概要をまとめて公表する予定ですが，個別の回
答は行いませんので，ごて承下さい。答は行いませんので，ごア承下さい。
条例の規定に従い，適切に取り扱います。
第 6 期江差町障がい福祉計画•第2期江差町障がい児福祉計画
2．パブリックコメント

江差町では，平成30年3月に障害者総合支援法と児童福祉法に基づき，障がい福祉サービスや地域
生活支援事業の必要な見込量とそれを確保するための方策を定めた「第5期江差町障がい福祉計画」と
障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制を確保する計画として「第1期江差町障がい児福祉計画」 を策定しました。令和 2 年度末に現行の計画が終了することから，この度，令和 3 年度から令和 5 年ま での3ヶ年計画である「第6期江差町障がい福祉計画及び第 2 期江差町障がい児福祉計画」の素案を作
 ですが，個別の回答は行いませんので，ご了承下さい。
○募集期間
令和 3 年2月22日（月曜日）から令和 3 年 3 月 5 日（金曜日）まで〈必着〉
○閲覧及び配布
上記募集期間中に，江差町役場口ビー（1階）において，「第6期江差町障がい福祉計画及び第2期江
差町障がい児福祉計画（素案）」の閲覧を行います。
また，江差町ホームページでもご覧になれます。
なお，希望者には計画（原案）の配布も行いますので，下記担当までお問合せ下さい。 ○提出方法「第 6 期江差町障がい福祉計画及び第2期江差町障がい児福祉計画（素案）」の内容に対するご意見と
住所，氏名，電話番号をご記入のうえ，令和 3 年 3 月 5 日（金曜日）〈必着〉までに，直接持参，郵送，住所，氏名，電話番号をご記入のらえ，令和 3 年 3 月 5 日（金曜日）〈必着〉までに，直接持参，郵送，
ファックス，電子メールのいずれかの方法により，町民福祉課にご提出下さい。 ご記入いただいた個人情報は，江差町個人情報保護条例の規定に従い，適切に取り扱います。 （注）意見募集の様式は問いませんが，参考様式がありますので，ご活用下さい。
（注）口頭又は電話でのご意見は，受付いたしませんので，ご了承下さい。

$\begin{array}{ll}\text { T } 043-8560 & \text { 江差町字中歌町 } 193 \text { 番地 } 1 \\ \text { 江差町役場 } & \text { 町民福社淉（役場開庁日の午前 } 8 \text { 時 } 45 \text { 分から午後 } 5 \text { 時 } 15 \text { 分まで）}\end{array}$
$\begin{array}{ll}\text { 〒 } 043-8560 & \text { 江差町字中歌町 } 193 \text { 番地 } 1 \\ \text { 江差町役場 } & \text { 町民福祉課 }\end{array}$
［郵送の場合】

0139－52－5666
【電子メールの場合】
e－chomin＠town．hiyama－esashi．lg．jp（件名に「障がい福祉パブリックコメント」と記載して下さい） お問合せ先】
■第6期江差町障がい福祉計画•第2期江差町障がい児福社計画
江差町役場 町民福祉淉 福祉子育て係（TEL0139－52－6720）

| 3．$F$ | の解説 |
| :---: | :---: |
| 【あ】 | アセスメント |
|  | 障がいのある方または障がいのある児童の身体的•精神的状況，ニーズを把握し， それに対する問題•課題を整理し，評価することです。 |
| 【い】 | 意思決定支援 |
|  | 知的障がいや精神障がい（発達障がいを含む）等で意思決定に困難を抱える方が，日常生活や社会生活等に関して自分自身がしたい（と思ら）意思が反映された生活 を送ることが可能となるように，障がいのある方を支援する者が行う支援（仕組み） のことです。 |
|  | 意思疎通支援（コミュニケーション支援） |
|  | 聴覚，言語機能，音声機能，視覚その他の障がいのため，意思疎通を図ることに支障がある方等に対して，手話奉仕員及び要約筆記奉仕員を派遣し，意思疎通の仲介 を行ないます。 |
|  | 一般就労 |
|  | 障がい福祉サービス事業所などで就労する「福祉就労」に対し，一般企業と雇用契約を結んで就労することなどを「一般就労」といいます。 |
|  | 移動支援 |
|  | 屋外での移動が困難な障がいのある方に対して，外出時にヘルパーが付き添い円滑 な移動を支援します。 |
|  | 医療型児童発達支援 |
|  | 就学前の児童に対して，日常生活における適切な習慣を確立するための基本的な動作の指導，社会生活への適応性を高めるような知識技能の付与，集団生活への適応訓練などを行うことと併せて，理学療法等の訓練や医療的管理に基づいた支援を行 います。 |
|  | 医療的ケア |
|  | 口腔内や鼻腔内のたんの吸引や，鼻などから管を通して栄養剤を流し込む経管栄養 など，在宅で家族が日常的に行っている医療的介助行為を，医師法上の「医療行為」 と区別して「医療的ケア」と呼んでいます。 |
| 【え】 | NPO（非営利団体） |
|  | 民間非営利組織といわれるもので，ボランティア団体，協同組合など，法人格の有 |

立生活援助，共同生活援助（グループホーム）で構成されています。
ケアマネジャー（介護支援専門員）
介護保険制度においてケアマネジメントを実施し，要支援•要介護認定者及びその家族からの相談を受け，介護サービス計画（ケアプラン）を作成し，自治体や他の介護サービス事業者との連絡，調整等を行います。

計画相談支援
障がい福祉サービスまたは地域相談支援を利用する障がいのある方等に対し，支給
障がい福祉サービスまたは地域相談支援を利用する障がいのある方等に対し，支給決定または支給決定前にサービス等利用計画案を作成するとともに，支給決定また は変更後，サービス事業者等との連絡調整，計画の作成を行います。

## 健康増進計画

健康増進法に基づき，町民全体の健康増進及び健康づくり気運の盛り上げを図るこ とを目的とした健康づくりの総合計画です。

権利擁護
知的障がい，精神障がいや認知症などのため，自らの権利や介護•援助のニーズを表明することが困難な方に代わって，その権利やニーズ表明を行うこと。また，弱 い立場にある人々の人権侵害（虐待や財産侵害）が起きないようにすることです。

【こ】 $\square$ 蓋裂
先天的に口蓋（口腔上壁部分）が閉鎖しない状態のことです。

## 高次脳機能障害

病気や交通事故など，さまざまな原因によって脳に損傷を来すことにより生ずる，言語能力や記億能力，思考能力，空間認知能力などの認知機能や精神の障がいを指 します。




行動援護
知的障がいや精神障がいにより行動が困難で介護が必要な方に対して，行動すると きに必要な介助や外出時の移動支援等を行います。

IJ
カンファレンス
小規模な会議や打ち合わせ，話し合いのことをいいます。

地域の相談支援の拠点として，障がいのある方に対する総合的な相談業務や成年後見制度利用支援事業を実施するとともに，地域の実情に応じて「地域移行•地域定着」への支援，地域の相談支援体制の強化の取り組みなどを行う機関のことです。

教育基本法に基づき，総合的•意図的•継続的な教育行政を推進することを目的と して策定される教育の総合計画です。

## 共生社会

共生社会 も子どもたちもお年寄りも，一人ひとりが個人として尊重され，相互に対等な関係 を築き，その持てる能力を十分発揮しつつ自己実現をめざして，社会参加できる創造的で豊かな社会のことです。
共同生活援助（グループホーム）
認知症高齢者や障がいのある方等が，家庭的な環境と地域住民との交流の下，住み慣れた環境で，自立した生活を継続できるように，少人数で共同生活を営む住居を いいます。
居住系サービス
共同生活援助（グループホーム），施設入所支援等，利用者に居往の場を提供する障がい福祉サービスの総称です。

居宅介護（ホームヘルプ）居宅介護（ホームヘルプ）
自宅での入浴や排せつ，食事などの介助を行います。
居宅訪問型児童発達支援
障がいのある児童の居宅を訪問し，日常生活における基本的な動作の指導，知識技能の付与等の支援を行います。障害者総合支援法に定める自立支援給付に位置づけられている地域生活への移行 や一般就労への移行等をめざすサービスの総称です。訓練等給付は自立訓練（機能訓練•生活訓練），就労移行支援，就労継続支援（A型•B型），就労定着支援，自
高齢者福祉計画
高齢者福祉計画
老人福祉法第20条の8に基づき，高齢者に関する施策を総合的かつ計画的に推進 することを目的とした老人福祉の総合計画です。

> 子育て支援センター育児不安についての相談•指導，子育てサークルへの支援，育児通信の発行，育児講座，その他地域の実情に応じた事業を行い，地域の子育て家庭に対する支援を行
う拠点の 1 つです。（特別保育事業）

コーディネーター物事が円滑に行われるように，全体の調整や進行を担当する方をいいます。
子ども・子育て支援事業計画
子ども・子育て支援法に基づく新たな子ども・子育て支援の制度の下で，教育•保
育•子育て支援の充実を図るために作成する計画です。

子どもの将来がその生まれ育った環境において左右されることのないよう，福祉施策•教育の機会均等を図り，子どもの貧困対策に係る支援体制を整備することを目的として策定される計画です。

コミユニケーション支援（意思疎通支援）
聴覚，言語機能，音声機能，視覚その他の障がいのため，意思疎通を図ることに支障がある方等に対して，手話奉仕員及び要約筆記奉仕員を派遣し，意思疎通の仲介 を行ないます。
サービス等利用計画
障がいのある方の心身の状況，置かれている環境，利用に関する意向等を勘案し，障がい福祉サービスまたは地域相談支援，障害児通所支援を適正に利用することが できるよう，利用するサービスの種類及び内容等を定める計画です。

## 視覚障害者用拡大読書器

低視力や弱視などの方の読み書きを支援する装置で，テーブル部分に置いた書類を カメラで撮影して，モニターに大きく表示する読書専用のビデオ機器です
視覚障害者用ポータブルレコーダー (C D 読書器)
視覚障害者用ポータブルレコーダー（CD読書器）
CD図書（視覚障害者向けデジタル図書）を聞くための再生機器です。デイジー図
CD図書（視覚障害者向けテジタル図書）を聞くための再生機器です。デイジー図
書（視覚障害者向けデジタル録音図書の国際規格）は通常のCD再生機では再生で

## せ

## 【し】

関等との連絡調整やそれに伴ら課題解決に向けて必要となる支援を行います。
手話通訳者
所定のカリキュラムを経て言語•聴覚障がいのある方の通訳をすることができる，北海道から認定を受けた通訳者をいいます。
手話奉仕員養成研修事業
障害者総合支援法に基づき，聴覚障がいのある方等との交流活動の促進，市町村の
員を養成•研修する制度です。
障害基礎年金（国民年金）（1級～2級）
国民年金から支給される公的年金の 1 つです。国民年金の加入中に初診日のある病
気やけがで，障がい認定日のおいて一定の障がい状態にあった場合に支給されま
す。障がいの程度により， 1 級と 2 級に分かれています。障害基礎年金を受けるた
めには，一定の保険料納付要件等を満たしている必要があります。
障害厚生年金（1 級～3級）厚生年金から支給される公的年金の 1 つです。厚生年金の加入中に初診日のある病


厚生年金のみが支給されます。なお，障害厚生年金を受けるためには，一定の保険料納付要件等を満たしている必要があります。

##  <br> 운．

㘿支援区分心身の状態や障がいの特性に応じて必要とされる標準的な支援の度合いを表す 6認定が必要なサービスと不要なサービス（児童通所や就労支援など）があります。

[^1]社会的障壁
障がいがある人が日常生活または社会生活において受ける制限をもたらす原因と なる事物，制度，慣行，観念その他一切の社会的なものを指します。

社会福祉協議会
民間での社会福祉活勩の推進を目的として，社会福祉法に基づいて設置される非営
利の民間組織です。
重症心身障害者（児）
重度の肢体不自由と重度の知的障がいとが重複した状態を重症心身障がいといい， その状態の子どもを重症心身障がい児といいます。

## 重度訪問介護

重度の障がいがあり常に介護が必要な方に対して，自宅での入浴や排せつ，食事な どの介助や外出時の移動の補助を行います。

重度障害者等包括支援
重度障害者等包括支援
介護の必要性がとても高い障がいのある方に対して，居宅介護等の複数のサービス を包括的に行えるようなサービスです。

## 就労移行支援

就労を希望する障がいのある方に対して，生産活動や職場体験などの機会の提供を通じた就労に必要な知識や能力の向上のために必要な訓練，就労に関する相談や支援を行います。

就労継続支援（A型） を䌙， び，原則最低賃金を保障する雇用型のサービスとなります。生産活動の機会の提供，知識及び能力の向上のために必要な訓練などが行われます。

## 就労継続支援（B型）

通常の事業所に雇用されることが困難な障がいのある方に対し，就労の機会や生産活動などの機会の提供，知識及び能力の向上のために必要な訓練などを行らサービ スです。雇用契約を結ばず，作業分だけ工賃としてもらう，非雇用型のサービスと なります。

## 就労定着支援

障がいのある方との相談を通じて生活面の課題を把握するとともに，企業や関係機
障害児相談支援
障がい児が障害児通所支援（児童発達支援•放諜後等デイサービス等）を利用する
前に障害児支援利用計画を作成し，通所支援開始後，一定期間ごとにモニタング
を行う等の支援を行います。
噇害児通所支援（児童通所）
児童福祉法に基づくサービスについては，「障害児通所支援」及び「障害児入所支
援」かああり，障がいのある子どもに対する「児童発達支援」「医療型児童発達支援」，
「放課後等デイサービス」，「保育所等訪問支援」「福祉型障害児入所支援」及び「医
療型障害児入所支援」等があります。
噇害福社サービス
障害者総合支援法において，自立支援給付のらち介護給付及び訓練等給付の諸サー
ビスのことをいます ビスのことをいいます。
小児慢性特定疾病平成27年1月1日施行の「児童福祉法の一部を改正する法律」で医療費助成の対象となった疾病です。「慢性に経過する疾病であること」「生命を長期に妿かす疾病 であること」「症状や治療が長期にわたって生活の質を低下させる疾病であること」「長期にわたつて高額な医療費の負担が続く疾病であること」の全ての要件を满た すもののらちから，厚生労働大臣が定めるもので，悪性新生物，慢性腎疾患，慢性呼吸器疾患など 762 疾病（16 疾患群）があります。

> 情報保障
> 視覚障がい者や㯖覚障がい者などの障がい等によって情報が得られない方に対し て，音声のテキスト化や手話等の代替手段を用いて情報を伝えることで情報を保障 することです。
自立訓練
自立した日常生活や社会生活ができるよう，一定の期間における身体機能や生活能
力向上のために必要な訓練を行います力向上のために必要な訓練を行います。

## 自立支援医療

心身の障がいの状態の軽減を図り，自立した日常生活または社会生活を営むために必要な医療をいい「更生医療」「育成医療」「精神通院医療」の 3 種類があります。自立支援医療（育成医療）
障害者総合支援法に定められる公費負担医療の1 つで，身体に障がいのある児童の

要となります。申請に基づいて北海道知事が審査し，交付されます。 ストマ装具
ストマは，ギリシヤ語で「口」を意味し，転じて「手術によって腹壁に造られた排
泄口」を指します。ストマ装具には，消化器系と尿路系があります。直腸や膀胱な
どの疾患により人工肛門や人工膀胱を造設した際にストマ装具を用いて排泄の管理を行います。

生活介護
常に介護が必要な方に対して，施設で入浴や排せつ，食事の介護や創作的活動など の機会を提供します。

精神障害者保健福祉手帳（精神保健福祉手帳）
精神保健及び精神障害者の福祉に関する法律に基づき，精神障がいの状態にあると認められた肩に交付される手帳で，障がいの程度に応じて $1 \sim 3$ 級に区分されてお り，医療费の助成，交通费の助成•割引，税制上の優遇措置などの各種福祉サービ スを受けるための証明として必要となります。申請に基づいて北海道知事が審査 し，交付されます。


認知症，知的障がいのある方，精神障がいのある方など判断能力が不十分な方が，財産管理（預貯金の管理，遣産分割など）や身上監護（福祉サービスの利用や医療•福祉施設の入退所など）についての契約などの法律行為をするときに，本人の意思 をできる限り活かしながら，権利と財産を守り，支援する制度のことです。

成年後見制度法人後見支援事業知的障がいや精神障がいのある方に対し，成年後見制度の利用に要する費用の全部 または一部助成，法人後見実施のための研修や組織体制の構築，法人後見の適正な活動のための支援等を行ら制度です。

## 成年後見制度利用支援事業

知的障がいや精神障がいのある方に対し，家庭裁判所で町長申し立てにより選任さ れた後見人等の報酬を一部助成する制度です。


背骨が左右に弯曲した状態のことで，背骨自体のねじれを伴うことがあります。左右の肩の高さの違い，肩甲骨の突出，腰の高さの非対称，胸郭（胸骨•肋骨•胸骨 で囲われた体感の上部）の変形，肋骨や腰部の隆起等の変形を生じ，側弯が進行す

## ると，腰背部痛や心肺機能の低下をきたすこともあります。

【す】

## 巴

地域包括ケアシステム
住み慣れた自宅や地域で生活上の安全•安心•健康を確保するために，医療や介護，
予防のみならず，福祉サービスを含めた様々な生活支援サービスが日常生活の場で
一体的に提供できるような地域での体制を構築するものです。
地域防災計画
災害対策基本法に基づき，各地方自治体の長が，それぞれの防災会議に諮り，防災
のために処理すべき業務などを具体的に定めた計画です。
注意欠陉•多動性障がい（ADHD）
「集中できない（不注意）」「じっとしていられない（多動•多弁）」「考えるよりも
障がいの特徴は，通常 7 歳以前に現われます。多動や不注意といった様子が目立つ のは小•中学生ごろですが，思春期以降はこういった症状が目立たなくなるともい われています。

電気式たん吸引器
自身の力でたんや睡液等を吐き出すことが困難な方に対して使用し，たん等を吸引


点字器
点字を描くための道具で点筆，定規，点字板からなります。点字板で紙を挟んで固
点字を描くための道具で点筆，定規，点字板からなります。点字板で紙を挟んで固
定し，点筆で紙を裏面から押すことで点字を書きます。
同行援護
重度の視覚障がいにより移動が困難な方に対して，外出時に同行して移動の支援を行います。

透析液加温器
人工透析に使用する透析液を適温に加温•保温する器具です。
透析治療
肾臓の機能が低下した場合に，肾臓のかわりに人工腎臓のフィルターを介して，血液から老廃物や余分な水分を取り除く治療です。

動脈血中酸素飽和度測定器（パルスオキシメーター）
検知器を指先や耳たぶに装着し，脈拍数と経皮的動脈血酸素飽和度をリアルタイム でモニターする医療機器です。

> 特定医療費（指定難病特定医療費）原因が不明で治療方法が確立しておらず，希少な疾病であって長期の療養を必要と するいわゆる難病のらち，客観的な診断基準が確立している疾病（指定難病）の治療に係る医療費について助成します。

> 特別支援学級
学校教育法第 81 条に基づき，小学校，中学校，高等学校等に，障がいのある児童 や生徒等，教育上特別な支援を必要とする児童及び生徒のために置くことができる学級のことです。

特別支援学校
障がいのある児童等が「幼稚園，小学校，中学校，高等学校に準じた教育を受ける こと」と「学習上または生活上の困難を克服し自立が図られること」を目的とした学校です。


障がいのある児童等に対して，その一人ひとりの教育的ニーズを把握し，当該児童•生徒の持てる力を高め，生活や学習上の困難を改善または克服するために適切 な教育を通じて必要な支援を行うことです。

特別支援教育コーディネーター障がいのある児童の教育については，担当する教員，職員，保護者，外部の専門家等が協力しながら，子どもの教育ニーズに応じて適切な教育を準備することが求め られています。教育体制を確立するため，すべての小•中学校に「特別支援教育コ ーディネーター」を配置し，関係機関との連携教育の体制整備が目指されています。

特別児童扶養手当
特別児童扶養手当等の支給に関する法律に基づき，障がい児の父母が当該児童を監護するとき等，父母または養育者に支給される手当のことです。障がいの程度によ り， 1 級， 2 級に区分されています。受給資格者の前年の所得が一定以上の場合は支給制限があります。

難病
発病の機構が明らかでなく，かつ，治療方法が確立していない希少な疾病であって，
当該疾病にかかることにより長期にわたり療養を必要とするものをいいます。
日常生活自立支援事業
認知症，知的障がいのある方，精神障がいのある方など判断能力が不十分な方が，


地域において自立した生活を営むことを支援するため，福祉サービスの利用や日常
的な金銭管理に関する援助等を行う事業です。
日常生活用具給付事業
日常生活用県給付事書のある方に対して，自立した日常生活を支援する用具を給付•貸与することに より，日常生活の便宜を図り社会参加や自立を促します。

## 日中活動系サービス

生活介護，自立訓練（機能訓練•生活訓練），就労移行支援，就労継続支援，療養介護，短期人所等，利用者に日中の居場所や活動の場を提供する障害福祉サービス の総称です。

ネブライザー（吸入器）

年齢 3 区分別人 $\square$
年少人口（ $0 \sim 14$ 歳），生産年齢人口（ $15 \sim 64$ 歳），高齢者人口（ 65 歳以上） の 3 区分で分けられる人口のことを意味します。

【は】 発達障害（発達障がい）
【ひ】ピアサポーター
ピアサポート（同じ問題を抱える方が集まり，それぞれの状況での自分の体験や行動，考えなどを披露し，お互いに語り合うことにより支えあうこと）を行う方のこ とです。

補装具
身体に障がいのある方の身体機能を補完し，または代替し，かつ，長時間に渡り継
 え，義眼，眼鏡，補聴器，車いす，歩行器，重度障がい者用意思伝達装置等）補装具費の支給
補装具を必要とする身体に障がいのある方に対して，補装具の購入または修理に要 した費用について，補装具費を支給します。


音声または指の触覚だけで時刻がわかるようにした時計です。
モニタリング
障がい福祉サービス利用者の满足度や新たなニーズの調查や分析，点検をすること です。利用者の状況に応じて，モニタリングを実施する期閒を定めます。


ユニバーサル社会
年齢•性別•障害•文化•国等の違いに関わりなく，誰もが地域社会の一員として支えあら中で安心して暮らし，一人ひとりが持てる力を発揮しながら元気に活動で きる社会をいいます。
$\hat{Q}$
【よ】 養護学校
心身に障がいのある児童や病弱児に対して，幼稚園，小学校，中学校または高等学校に準ずる教育を行い，あわせてその障がいを補らために必要な知識，技能を授け ることを目的とする学校です。特別支援学校とも言われています。

【ら】 ライフステージ（ライフサイクル）
人の一生のらち，年代に伴い変化していく段階のことです。「乳幼児期」「児童期」「青年期」「成人期」「高齢期」に分けられます。

## 理解促進•啓発事業

障がいのある方等が日常生活及び社会生活を営む上で生じる「社会的障壁」を除去 することを目的とし，障がいのある方等の理解を深めるための研修•啓発を通じて

地域の住民の方への働きかけを強化することで共生社会の実現を図る制度です。

ミーネと
【り】
PDCAサイクル
Plan，Do，Check，Actionの略語で，生産•品質などの管理を円 Plan，Do，Check，Actionの略語で，生産•品質などの管理を円
滑汇進めるための業務管理手法のひとつ。業務の計画（Pla名）を立て，計画に基づいて業務を実行（Do）L，実行した業務を評価（Check）し，改善（A c t i o n ）が必要な部分はないかか検討し，次の計画策定に役立てることです。

| 【ふ】 | 福祉的就労 |
| :---: | :---: |
|  | 一般企業での就労が困難な障がいのある方が福祉施設等で自立に必要な作業訓練 を行い，活動などを通して社会参加を図ることです。 |
| 【＾】 | ヘルプマーク |
|  | 援助や配慮を必要としていることが外見では分からない方（義足や人工関節を使用 している方，内部障害や難病の方等）が，援助や配慮が必要な事を周囲に知らせる ことで，援助を得やすくなるように作成したマークのことです。 |
| 【ほ】 | 保育所等訪問支援 |
|  | 支援が必要な児童本人に対して，他の児童との集団生活への適応のための専門的な支援を行らとともに，当該施設の職員に対して障がいのある児童の特性に応じた支援内容や関わり方についての助言等を行います。 |

放課後等デイサービス
学校に就学している支援が必要な児童に対して，授業の終了後または夏休み等の長
期休服中に，生活能力の向上のために必要な訓練や社会との交流の促進等に必要な
支援を行います。
法人後見
「親族後見人｢第三者後見人」など，他に適切な支援者が得られない場合，社会
「親族後見人」「第三者後見人」など，他汇適切な支援者が得られない場合，社会
福祉協議会などの法人が「成年後見（保佐•補助）人」になることをいいます。
訪問系サービス
居宅介護（ホームヘルプ），重度訪問介護，同行援護，行動援護，重度障害者等包括支援等，在宅の障害者が利用する障害福祉サービスの総称です
保健福祉圏域
北海道における障がい者施策の積極的な推進を図るため，市町村の人口規模や各種施策の内容等に応じた広域的な調整をし，「保健福祉圈域」を 21 区分に設定しま した。
（南檜山圈域：江差町，上ノ国町，厚沢部町，乙部町，奥尻町）

ョンを目指します。
障がいのある子どもが社会的に自立することを目的として行われる医療と保育の ことを指します。
育手帳知的障がいのある方に対し，一貫した指導•相談を行い，また在宅生活の支援，交
通費の助成•割引，税制上の優遇措置などの各種福祉サービスを受けやすくするた めに交付される手帳のことです。申請により児童相談所または知的障害者更生相談所による判定が行われ，その結果に基づき北海道知事が交付決定します。障がいの程度が重度の場合は「A」，それ以外の場合は「B」と表示されます。

医療の必要な障がいのある方で常に介護が必要な方に対して，医療機関で機能訓練
や療養上の必管理，看護，介護や支援をします。

[^2]障がいのある方の家族を一時的に介護から解放することによって，日頃の心身の疲 れを回復し，リフレッシュするための援助をいいます。


## 第6期 江差町障かい福祉計画

第2期 江差町障がい児福祉計画

## 令和 3 年 3 月

発 行 江差町
編 集 江差町 町民福祉課
〒043－8560
北海道檜山郡江差町字中歌町 193－1
TEL 0139－52－6720 FAX 0139－52－5666


[^0]:    ※ページ数を入れるなどをして，項目や箇所が分かるようにご記入下さい。 ※複数のご意見がある場合は，箇条書きにしてご記入下さい。

[^1]:    障害児支援利用計画
    障害児通所支援を利用する児童に対して，課題や援助方針を踏まえ，適切なサービ スの組み合わせを検討して作成される計画で，受給者証の新規作成や更新，支給量 の変更の際に作成が必要になります。

[^2]:    【れ】レスパイト（レスパイトケア）

